

消費者保護法制等の整備及び消費者行政の充実を求める意見書

さきの通常国会（第159回国会）において、改正消費者基本法が成立した。この法律は、成立以来36年ぶりの大改正となるもので、消費者問題が多様化、複雑化する中で、消費者が真の主役となり、適切な意思決定を行えるような環境を整備する必要がある。その意味で、「消費者の権利」の確立を柱とした消費者基本法が成立し、苦情処理や紛争解決の促進が、国及び都道府県の責務として明記された意義は極めて大きい。

また、国民生活審議会の消費者政策部会は、制度の具体像に関する有識者による検討委員会を本年5月24日に立ち上げ、年内の報告書とりまとめを目指して論議が進められている。

特に、欠陥商品や悪徳商法等の被害などについて、不特定多数の消費者にかわって一定の消費者団体が損害賠償等を求める消費者団体訴訟制度は、消費者の権利を守る重要な手段として、ドイツで制度化・普及し、EU（欧州連合）加盟国や、タイ、インドなどアジア諸国へも広まっている。規制緩和の進む我が国においても、明確なルールのもとでの自由な経済活動を保障しつつ、各種の係争の司法的解決を目指す「事後チェック型社会」へと移行していく中で、消費者団体訴訟制度の必要性が指摘されている。

よって、本市議会は、国会、政府及び東京都に対し、消費者の視点に立ち、以下の消費者保護法制等の整備を早期に実現することを強く要望する。

記

- 1 改正消費者基本法を踏まえ、消費者団体訴訟制度の早期導入を図ること。
- 2 国民生活センター等の機能強化及び電話相談のダイヤル一元化等を推進し、関連する制度・施策の確立を急ぐこと。あわせて消費者相談窓口の充実等、十全な体制がとれるよう必要な予算を措置すること。
- 3 近年の架空請求・不当トラブルが社会問題化している現状から、携帯電話・預金口座の不正利用防止策を初め、その対応に関係省庁が一体となって早急に取り組むこと。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成16年9月28日

三鷹市議会議長 久保田 輝 男